



宮 崎 県 公 報

令和 3 年 10 月 19 日 (火曜日) 号外 第 54 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

選挙管理委員会告示	頁
○令和 3 年 10 月 31 日 執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の最高額……………	1
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数……………	1
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数……………	1

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第56号

令和 3 年 10 月 31 日 執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の最高額は、次のとおりである。

令和 3 年 10 月 19 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

- | | |
|-------------------|-------------|
| 1 宮崎県第一区 候補者一人につき | 24,425,400円 |
| 2 宮崎県第二区 候補者一人につき | 23,200,500円 |
| 3 宮崎県第三区 候補者一人につき | 23,214,600円 |

宮崎県選挙管理委員会告示第57号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、令和3年10月18日現在次のとおりである。

令和 3 年 10 月 19 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

選挙権を有する者の総数の50分の1の数	18,054人
選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)	212,837人

宮崎県選挙管理委員会告示第58号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た

数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、令和3年10月18日現在次のとおりである。

令和 3 年 10 月 19 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

宮崎市選挙区	110,950人
都城市選挙区	44,766人
延岡市選挙区	33,745人
日南市選挙区	14,534人
小林市・西諸県郡選挙区	14,972人
日向市選挙区	16,700人
串間市選挙区	4,985人
西都市・西米良村選挙区	8,628人
えびの市選挙区	5,296人
北諸県郡選挙区	6,884人
東諸県郡選挙区	7,391人
児湯郡選挙区	18,905人
東臼杵郡選挙区	7,673人
西臼杵郡選挙区	5,472人